

# 総務委員会資料

## 1 令和6年第3回定例会提出予定議案の説明

### (4) 議案第118号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料1 「アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」の概要

資料2 新旧対照表

令和6年8月28日

総務企画局

## 1 経緯

本市では、「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定し、手順のオンライン化をはじめ、デジタル化の取組を国施策と連動しながら、進めているところです。

この度、国において法令改正等、デジタル化を妨げる「アナログ規制」の見直しが順次進められており、デジタル化の取組のさらなる拡大が可能となりました。

※国のアナログ規制見直しのイメージ（令和5年6月法改正）

「書面掲示」規制（標識、利用料金等の掲示）



（地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】（デジタル庁）より抜粋）

※アナログ規制とは、「紙・人の介在」の要求等によりデジタル技術の活用による省力化・合理化等を妨げる規制を指し、下記のとおり項目出されています。

規制項目	内容
目視	現地に赴き目視での検査等を求める規制
実地監査	現地に赴き書類・建物等の確認を求める規制
定期検査・点検	一定の頻度での検査・測定等を求める規制
常駐・専任	現場への常駐や、専ら従事することを求める規制
対面講習	国家資格等の講習の対面での受講を求める規制
書面掲示	公的証明書等の特定の場所への掲示を求める規制
往訪閲覧・縦覧	公的情報の閲覧等にあたり訪問を求める規制
FD（フロッピーディスク）等記録媒体の指定	届出・手続等に際して、必要な電子データ等について特定の記録媒体により提出することを求める規制

## 2 本市における対応

国の取組状況を踏まえ、本市においてアナログ規制の見直しを実施することから、関係条例の整備を行うため、本条例を制定いたします。

### 関係条例

川崎市公告式条例

川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

川崎市都市公園条例

川崎市屋外広告物条例

併せて、下記の5つの関係規則についても改正を行います。

#### （参考）関係規則

川崎市公報発行規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

川崎市身体障害者福祉法施行細則

なお、新たな技術の導入が必要な見直しや、小規模事業者に新たな負担を求める見直しについては、今回改正は行わず、技術の普及状況や費用対効果、近隣他都市の状況等を踏まえながら、引き続き検討を行うこととしています。

※関係条例の施行期日：

公布の日から施行。ただし「川崎市公告式条例」については規則で定める日。

## アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公告式条例 昭和25年 8 月21日 条例第28号</p>	<p>○川崎市公告式条例 昭和25年 8 月21日 条例第28号</p>
<p>(この条例の目的)</p>	<p>(この条例の目的)</p>
<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</p>
<p>(条例の公布)</p>	<p>(条例の公布)</p>
<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p>	<p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p>
<p>2 条例の公布は、川崎市公報（以下「公報」という。）に登載してこれを行</p>	<p>2 条例の公布は、本市揭示場に揭示してこれを行なう。</p>
<p>行う。ただし、急施を要するとき又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないときは、本市揭示場に揭示してこれを行うことができる。</p>	
<p>(揭示場の位置)</p>	<p>(揭示場の位置)</p>
<p>第3条 揭示場の位置は、市長が別に定める。</p>	<p>第3条 揭示場の位置は、市長が別に定める。</p>
<p>(規則に関する準用)</p>	<p>(規則に関する準用)</p>
<p>第4条 第2条の規定は、規則にこれを準用する。</p>	<p>第4条 第2条の規定は、規則にこれを準用する。</p>
<p>(規程の公表)</p>	<p>(規程の公表)</p>
<p>第5条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p>	<p>第5条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</p>
<p>2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。</p>	<p>2 第2条第2項の規定は、前項の規定にこれを準用する。</p>
<p>(その他の規則及び規程の公表)</p>	<p>(その他の規則及び規程の公表)</p>
<p>第6条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>第6条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7条 規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。 (告示及び公告に関する準用)</p>	<p>第7条 規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。 (告示及び公告に関する準用)</p>
<p>第8条 第2条第2項の規定は、告示及び公告にこれを準用する。<u>この場合において、同項ただし書中「又は災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき」とあるのは、「災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他市長が必要と認めるとき」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第8条 第2条第2項の規定は、告示及び公告にこれを準用する。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="174 268 1117 343">○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号</p> <p data-bbox="174 355 394 387">(営業所の設置等)</p> <p data-bbox="120 400 1117 478">第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。</p> <p data-bbox="120 491 1117 569">2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p data-bbox="120 582 1117 702">3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>	<p data-bbox="1176 268 2119 343">○川崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 昭和60年10月15日条例第36号</p> <p data-bbox="1176 355 1395 387">(営業所の設置等)</p> <p data-bbox="1122 400 2119 478">第10条 浄化槽保守点検業者は、神奈川県内に営業所を設置し、その営業所に専属の浄化槽管理士を置かなければならない。</p> <p data-bbox="1122 491 2119 569">2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。</p> <p data-bbox="1122 582 2119 702">3 浄化槽保守点検業者は、第1項又は前項に規定する要件を欠いたときは、2週間以内に、当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (駐車場等管理者の責務)</p> <p><b>第103条</b> 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第102条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面</u>、<u>ディスプレイ</u>その他の適切な手段により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) その他規則で定める施設</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号 (駐車場等管理者の責務)</p> <p><b>第103条</b> 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合(第102条第1項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。)における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。</p> <p>2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面等</u>により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号に規定する路上駐車場及び同条第2号に規定する路外駐車場をいう。)</p> <p>(2) 自動車ターミナル(自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第4項に規定する自動車ターミナルをいう。)</p> <p>(3) その他規則で定める施設</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 (入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 略</p>	<p>○川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年12月16日条例第37号 (入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第14条 無料低額宿泊所の設置者は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居室の利用に係る契約及びそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 無料低額宿泊所の設置者は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項（以下この条において「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所の設置者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 略</p>

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p><b>第24条</b> 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u>すること。</p> <p>(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>川崎市公報に登載</u>すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u>するものとする。</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p><b>第24条</b> 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>規則で定める事務所に掲示</u>すること。</p> <p>(2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市公報又は新聞紙に掲載</u>すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を<u>規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを規則で定めるところにより、関係者に自由に閲覧させるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</p> <p><b>第15条</b> 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u>すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>川崎市公報</u>に登載すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を<u>インターネットの利用その他適切な方法により公表</u>するものとする。</p>	<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号 (広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)</p> <p><b>第15条</b> 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、<u>規則で定める事務所に掲示</u>すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を<u>市公報又は新聞紙</u>に掲載すること。</p> <p>2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を<u>規則で定める事務所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させる</u>ものとする。</p>